

長尾 正克(ながお まさかつ)さん

1940年 室蘭市生まれ。

北海道大学農学部卒業。農学博士。

1986年 北海道立中央農業試験場経営科長。

1989年 同試験場経営部主任研究員。

1991年より現職。当研究所常任幹事。



## ときの話題

# 農業の担い手像と

## デカップリング

北海道立中央農業試験場

経営部長 長尾 正克

私の「ときの話題」執筆担当も今回が最終稿となる。最後に私が日頃疑問に思っているわが国農政の担い手確保政策について、意見を述べてみたい。

私は常日頃、日本の農政はあまりにも農業の担い手である農民に冷たいと思っている。

かつてガット・ウルグアイ・ラウンジ交渉の途中で、当時のECCの交渉担当者が日本の農水省幹部に、「日本は何を守りたいのだ?」と問うと、その幹部は「米を守る」と返答した、というエピソードが文芸春秋に紹介されていた。この「米を守る」という発想は、ECC

の連中にはなかなか理解できなかつたようだ。これが「零細農民を守りたいのだ」であれば、ヨーロッパにも多くの零細農民があり、彼らにも日本の立場は理解できる。

要するに、日本の農水官僚のアタマの中では、「農民を守る」よりは「米を守る」、すなはち「食管体制を守る」ことになっていたのである。したがって、新食糧法体の拡大と「農村窮乏対策」であるECCの共通農業政策の根幹を一言で言えば、「経営の近代化—規模講演から引用して紹介したい。

日本の農政は「人」よりも「物」を大切にすることは既に述べたが、これと対照的なのがECCである。ECCのガット対策を含めた農政の実態を、原田純孝東京大学教授の講演から引用して紹介したい。

ECCの共通農業政策の根幹を一言で言えば、「経営の近代化—規模拡大」と「農村窮乏対策」である(日本の農業政策には、前者はあって後者の「農村窮乏対策」が存在しない)。しかも、規模拡大についてもアメリカの大規模路線と異なり、家族経営の適正規模に近い中規模路線を敷いている。

したがって、期待される担い手

## デカップリング (De-coupling)

1987年1月、レーガン政権が合衆国議会に提案した88年農業予算のなかに、減反奨励費として提示され、同年5月、パリで開催されたOECD（経済協力開発機構）閣僚会議理事会で、国際的な農産物の過剰生産を抑えるため、各國政府が実施している生産振興策（価格支持政策）と生産者への所得補償政策をテ・カップリング（分離）するようアメリカ政府代表が提案した政策構想。

——現代用語の基礎知識より一部引用——

像は日本のように規模で示すのではなく、あくまでも青年農業者が経営主となる家族経営の自立を支援することが農政の基本理念になっている。

それ故、

ガット合意後の農業政策は「規模拡大による農産物価格の引き下げ」と「農村窮乏対策」、「直接所得補償」＝「デカップリング」がセットになつた政策になっている。

例えば、フランスでは、直接所

得補償は①条件不利益地・山岳地での生活補償、②環境保護のための組放化プログラムを採用した場合の生活補償、③農産物価格引き下げ政策に伴う生活補償、の三つの補償がセットになつていて。

③の農産物価格については、ガット合意に基づき、畜産物価格で一五%、穀物価格で二〇%も引き下げる。これに対する直接所得補償の水準は、もつとも条件不利益地である山岳地の夫婦青年農業者（三五歳未満）は、約六〇〇万円の生活資金と低利融資で保護されているのである。

かようにEUの共通農業政策で

は、農村の基幹となる扱い手を徹底的に保護する姿勢が見受けられるが、残念ながら日本の農政にはそのような姿勢は認められない。

★

★

★

になり、農地法がザル法と言われるゆえんである。

ところが昨年の一一月七日には、突然、政府の行政改革委員会規制緩和小委員会（椎名武雄座長）が

EUの農業構造・農村政策、とりわけ農地政策の扱い手は「フランスではサフェール（Safer）」であり、日本で謂えば農業開発公社（農地合理化法人）のよつた機関である。

農業に関する負債整理、農地に

対する賃借権の設定、青大井の規模拡大あるいは環境負荷に対する規制を通じて適正規模の青年農業者を育成するための機能を有する。

農地の移動に関しては、一般にEUでは日本と異なり私有財産制を厳しく制限している。したがつて遊休農地が出れば、サフェールは所有者の許可がなくても賃借権を設定できる。

日本の場合は、最終的には農地所有者が買い手を特定できるのである。このことが農地の集積を決定的に阻害している。農地の転用も、結局、私有財産制をつきつめしていくと所有者の意志が通ること

報告書で「株式会社が農業經營へのかかわり方、事業要件のあり方等について、幅広い検討を行うべきである」ということを述べている。要するに、現在、農地の所有及び利用が禁止されている株式会社に、農地の保有・利用を許可すべきであるということである。

報告書は、「食品産業や商社など農業に関連した株式会社が農業に参入する可能性がある」と述べているが、日経産業新聞の調べによると、経団連では「自ら農地を持つ農業を営もうという企業はないうだろう」と述べている。ダイ工一も「直接、農家の経営に参加する考えはない。逆に身を縛ることになりかねない」と述べているほか、カゴメも「加工業者と原料供給者は機能分担している」と農業経営に参入する意志はない。

つまり、まじめに農業経営に参入する意志がないのに株式会社が

農地を持ちたがるのは何故か。ま

じめに農業に取り組むためではな

く、明らかに農地の転用が狙いで

あると考えるのが妥当であろう。

どんなに農地の利用を農業に限  
定しても、農地を民法による私有  
財産制の保護から解き放ち、ある  
程度の規制をしなければ、企業に  
よる農地の転用を阻止することは  
困難になる。そのことによりて、  
農地を集積して効率の高い優秀な  
経営者を育成することもあります  
困難になる。

★ ★ ★

農地に対して巨大アグリビジネス  
とその他の企業が直接農業経営  
に参入することや、ある場合には  
企業が直接農地を取得・利用する  
ことを、アメリカでも多くの州が  
排除しようとしているのである。  
あくまでも家族経営あるいは家族  
による法人経営に限つて農地の取  
得・利用が認められている。もち  
ろん州政府間の取り組みに温度差  
はあるが……。

企業に、たとえ農業的利用に限  
定しても自由に農地の取得を認  
めた場合とのようなことが予想さ

れるであろうか。

かつて、南米を行った際に、  
巨大な大都市の中に存在する大貧  
民窟（スラム街）を見る機会を得  
た佐藤教男氏（北海道地域学習セ  
ンター長）は、「何故これまでさ  
までい貧困が存在するのか」疑問  
を抱いた。彼はその理由を、アル  
ゼンチンの友人に尋ねたところ、  
「その最も大きな原因は、土地の解  
放がなかつたことであろう。現在  
でも南米諸国は土地の殆んどが、  
極く少数の私有大地主によつて独  
占されている」と述べた。

彼はわが國も戦後の農地解放に  
よつて、農民が戦前の貧困から抜  
け出したことを見て納得したと  
いつ。

特定個人、あるいは特定企業に  
農地を集積することがないかに民主  
主義にとつて危険であるかを考え  
て、欧米では企業が農地を集積す  
ることに制約を加えているのであ  
る。規制緩和小委員会は、企業に  
農地を持たせようとしたり、昔の  
コンツエルン復活の足がかりとな  
る持株会社を認知しようとしたり  
するなど、何が狂つてきている。

★★★

したがつて「一代限りの家族」  
となる。

農水省が想定する家族経営は、  
おそらくアメリカのファミリー・  
アーネストにみられる夫婦家族制であ  
る。既存農家の後継対策よりも、新規参入者を担い手として期  
待し優遇していることからも明ら  
かである。

だが、北海道の既存農家は、依  
然として後継者による一子相続・  
直系家族制が主流を占めている。  
複合家族制は、北海道では特殊な  
焦点を当てて類型化し、そのうえ  
でどの家族制にもとづく家族経営  
を擁護すべきかを論じることにす  
る。

磯辺俊彦氏（千葉大学教授）の  
分類によれば、家族制は次の三つ  
に分類される。

①複合家族制：基本的にはすべて  
の子を残す大家族制である。

②直系家族制：基本的には一子の  
みを残す单独相続形態をとる、  
他の子弟は外に出す。

③夫婦家族制：基本的には一子も  
残さないで、分割（均分）相続  
し、すべての子弟を独立させる。

この点に関して赤嶋昌夫氏（日  
本農業研究所）が「一子相続・直  
系拡大家族制の永続農家」をサス  
ティナブル（持続型）農業の担い  
手として擁護・育成すべきと主張  
していることに注目したい。

何百年にもわたつて農業を継続  
できる家族経営の存在が必要であ  
る。

るからに他ならない。特に、直系

家族による家族経営は、村落共同体社会と結びついた家族経営であり、「イエ」「ムラ」を「つ重ねにした構造になつてゐる。もちろん、この「イエ制度」が悪しき因習として家庭員個々の「個」の確立を阻んできた歴史的経過はある。

したがつて、当然「改良」が必要になる。その「改良」のポイントは、「イエ」の原理を基本上に、それを現代風にアレンジした家庭内部のルール、いわば日本型のパートナーシップの契約を取り入れるべきと主張している。要するに、先祖代々から子々孫々にいたる連續した家としての一体性と、個々人の主体性と調和を図るような工夫がなされるべきことである。

子々孫々に継承されるから、百年後を目指して美田や美林を残そうと言うことになるが、夫婦一代限りの家族制ではなかなかそれはいかないので、持続的農業が困難であるというのが赤嶋氏の主張である。

農家という言葉を嫌つて経営体

という言葉を使つた農水省に対し

明らかに日本の伝統的な「イエ」・「ムラ」の家族制を踏まえ、その改良を主張した赤嶋氏の「永続農家構想」は、さしあたり「日本型中核農家構想」というべきかもしない。

私は、規模はそれ程大きくなく、自給経済を取り込んだ循環農業を営む直系家族相伝の「永続農家構想」に深い感銘を受けた。私もその構想を支持したい。

★ ★ ★

トナーシップの契約を取り入れるべきと主張している。要するに、先祖代々から子々孫々にいたる連續した家としての一体性と、個々人の主体性と調和を図るような工夫がなされるべきことである。

それに、直系拡大家族は、どうしても財産に対する権利がつきまとつて、財布の小分けによる家

庭内の民主化も不徹底になりやすいうと言つことになるが、夫婦一代の問題は、長尾正克さんには、リレーコラム「ときの話題」の四人目の筆者としてご登場ねがいました。第17号「オウム真理教騒動の背景」第18号「平成大不況の後に迫りくるもの」第19号「新食糧法に思うこと」と、そのタイトルが表すように、ときどきの社会事象を鋭く捉えた上で、示唆に富む見解を指し示して頂きました。最終稿の本号では、特に農業の扱い手問題に論点を踏み込んで頂き、敢えて刺激的に論ぜられることによって明快な問題提起と対策提言を示されています。

公務が凄まじくご多忙なかを曲げてご執筆の労を煩わしましたことに、心から深謝申し上げます。

(編集部)

方法も考えなければならない。

例えば、夫婦が対等の立場で資産（農地を含む）を所有し、ともに経営主となって農協に加入し、自分の名義で資金を借りできるようになるとともに、夫婦一人の共同経営を形成すべきであろう。その時は、経営においても家庭においても夫婦は互いに自立し、互いの個を尊重することになるかもしない。

その場合の農業経営の継承は、それこそ日本版パートナーシップによって、新規参入者には一定期間の共同経営を経過した後に譲ればよい。いずれにしても、女性に対する法律上の性差別は改善されなければならない。

問題は、長期展望に立脚した地方維持や環境保護など息の長い取り組みの扱い手をどうするかである。これは、やはりフランスに習つてセフエールのような半官半民的性格の農業者を代表する機関を設置し、テカツブリングを兼ねて農業者に働きかけていくことが望ましいのではないかろうか。

農水省では、テカツブリングによ